平成２５年（フ）第１２１７４号
東京都葛飾区堀切３丁目３番１号
破産者　有限会社インダルジュ
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２１８３号
東京都目黒区下目黒２―21―５　アーバン・ハイツ202、商業登記簿上の本店所在地東京都港区六本木５丁目９番13号　綿引ビル
破産者　株式会社ワールド・ナウ
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２１９１号
神奈川県相模原市南区麻溝台６丁目12番13号
破産者　有限会社アート精密
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２２１７号
東京都世田谷区千歳台５丁目19番１号
破産者　有限会社ウェルヴァーミュージックジャパン
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２２１８号
東京都世田谷区千歳台５丁目19―１
破産者　井川　麻衣
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３３１号
群馬県太田市新野町768番地１
破産者　有限会社須永電機
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３３２号
栃木県足利市朝倉町２丁目９―２―602、住民票上の住所群馬県太田市新野町768―１
破産者　須永　充文
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３６９号
東京都世田谷区下馬３―32―８　ソルクレスト下馬101号室　吉田方、住民票上の住所東京都世田谷区下馬１丁目27―13―501
破産者　浅井　糸子
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４１４号
東京都新宿区新宿１丁目19番６―701号
破産者　株式会社かなざわ鉄工業
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２９９９号
神奈川県川崎市高津区下作延６丁目30―３―305　クイーンハイツ久地
破産者　星野　秀行
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３１０１号
東京都足立区西新井本町１丁目27―12
破産者　齊藤　　実
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３２３７号
神奈川県南足柄市向田618―16
破産者　上　　千春
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３２５９号
東京都葛飾区東立石４丁目29―13―302、住民票上の住所東京都足立区新田３丁目20―１―508
破産者　茂出木久義
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３３９号
東京都足立区谷中５丁目10―９
破産者　中山　淳子
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３５９号
神奈川県川崎市中原区宮内２丁目16―31―201
破産者　藤江　秀樹
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３７２号
東京都練馬区豊玉北４丁目７―５　ローレルハウス１―Ｃ
破産者　勝又　　亮
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４０４号
埼玉県日高市大字上鹿山777―６
破産者　三浦　一男
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４３４号
東京都西東京市田無町７丁目８―14―208
破産者　稲葉　純子
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４３５号
東京都府中市武蔵台３丁目30―12―２Ｆ
破産者　佐藤久美子
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４８３号
千葉県市川市南行徳４丁目１―17―302　シャトーハイツ２
破産者　松本　浩一
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４９６号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1351―４―201
破産者　磯谷　主税
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５１０号
東京都江東区南砂３丁目11―13―407
破産者　江田　桂子
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部